

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（3号機原子炉建屋滞留水移送装置の追設）に係る面談
2. 日時：令和2年8月31日（月）13時05分～14時25分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁 原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
知見主任安全審査官、松井安全審査官  
検査グループ 専門検査部門  
川下企画調査官、宮崎上席原子力専門検査官  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所 担当6名（テレビ会議システムによる参加）

## 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、令和2年8月27日付けで受理した実施計画の変更認可申請（3号機原子炉建屋滞留水移送装置の追設）について、資料に基づき主に以下の説明があった。
  - 目的・概要
    - ✓ 3号機原子炉建屋トーラス室の滞留水水位がタービン建屋の露出した床面より高い状態となっていることから、トーラス室からタービン建屋への滞留水の流出を防ぐために、トーラス室にポンプ、配管及び水位計を設置する。
  - 実施計画の変更概要
  - ポンプ追設場所、系統構成の変更及び配管敷設ルート
  - 滞留水移送装置の追設範囲（ポンプ、配管及び水位計）
  - スケジュール（案）
  - 設備の運用時期について
    - ✓ ポンプ及び配管については本年12月までに設置を完了し、使用前検査後に既設の監視用水位計を用いてポンプの手動運転を開始する。
    - ✓ 水位計は特注品であり納入に時間が掛かるため、来年1月以降に設置し、使用前検査後に制御用水位計として用いてポンプの自動運転を開始する。
  - ポンプの手動運転実績
  - 検査の確認事項
  - 放射性物質の漏えい防止対策及び設計上の考慮
  - ポンプ切替時の滞留水移送装置の全停期間の影響
  - 追設に係る全体作業計画及び廃棄物管理
  - 作業エリアの雰囲気線量及び被ばく低減対策
  - 配管ルート変更に伴う圧力損失及び移送流量の評価
  - スラッジ等の巻き込み対策、貫通部の処置等
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容を確認するとともに、
  - ポンプの手動運転に係る運用方法、水位の制御等について、自動運転との違いが分かるよう詳細に説明すること。
  - ポンプ及び配管を敷設する際の床面及び壁面のせん孔箇所について具体的に説明すること。

- 配管の圧力損失及び移送流量の評価において、他号機・他建屋からの移送がないことを評価条件としているが、他号機・他建屋からの移送がある場合の移送流量への影響を説明すること。  
等を求めた。

## 6. その他

資料：3号機原子炉建屋滞留水移送装置の追設について